那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年　４月　１日
最終更新年月日	令和８年　４月　１日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	建設課　地籍調査グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	地籍調査事業ファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	地籍調査事業の成果の管理	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	１氏名、２住所、３電話番号	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	地籍調査事業により調査するエリアの土地の所有者等	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	公用請求、所有者等本人	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	□　有　　■　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	□　有（　　）　■　無	
8	開示請求等を受理する 担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）建設課　地籍調査グループ （所在地）那須烏山市大金240 （名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	□　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号 電算処理ファイルに付随する マニュアル処理ファイル □　有　　□　無 政令第21条第７項	■　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
11	備　考		

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。

・本市では、条例要配慮個人情報はありません。

・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。

・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。